

令和元年第6回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和元年6月25日（火）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和元年6月25日（火）午前9時40分

3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室

4 出席した委員	1番 大 谷 健 人	5番 安 部 茂
	2番 小 嶋 剛	6番 伊 藤 実 千 昌
	3番 舟 山 秋 子	7番 横 山 信 一
	4番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員

事務局長	井 上 伊 勢 男
事務局次長	渡 邊 久 光
農地調整係長	蛭 谷 マ キ 子
書 記	舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用賃貸借権設定)

議第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

そ の 他 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。ただいまから令和元年第6回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は、本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、6番委員の両名におねがいたします。

議 長 それでは、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。
議第16号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

議 長 記載内容が一部分しか載っていなかったようなので書類の差控えをお願いいたします。

議 長 調査委員から報告をお願いします。

5番委員 調査をしてきましたのでその結果をお話しします。6月23日の8時から■■■■さん同席のもとに現場を見せてもらいながら話を伺いました。■■■■さんは電話で、どういう使用目的か、どういう作付けをするのか聞きました。それによると、まず現場ですけども、現状はここに書いてあります荒沢字上原というところは焼山から荒沢に行きますほぼ中間地点位の道路の左側、すぐ道路脇です。そのところは■■■■さんが今までアスパラを作っていたみたいです。ただアスパラの出が悪くなったというようなことで■■■■さんの方から貸してもらえないかという話があったということでアスパラも駄目になったのでいいでしょうというようなことで了解しているみたいです。その周りのところは今は他の人ですけども牧草になっています。一部分だけちょっと離れでは田んぼになっています。■■■■さんは何をするのかと聞きましたら、その田んぼでは葉ショウブを作

って、それは香水というかアロマの原料になるのだそうで、ただそれが根っこの部分だけが一番いいというようなことで、これから何年かかけて葉ショウブを増やしていきたい、ということでした。もう1件の、これは入折戸のほうにあるのですが、他2筆のところは折戸から入折戸の中間位になるのか、ちょうど道路脇ですが、ここは■■■さんの方でワラビをやっていたみたいです。ワラビをやっていたけどもう自分の方であまり取らないといいます。そしてこの場所にショウブが自生しているので、それらを先ほど言いました荒沢の方にも増やしていくというようなことで、この3筆分を借りたということです。■■■さんの方も最近アスパラとかは取れなくなっているようで、貸してもいいですよということで、貸しているということです。この折戸の方の所も周りは田んぼやっている所はなくて、減反という形です。作物については他の人のところは聞いていなかったですけど、少なくとも作付けはされていないという状態なので、ここにショウブを増やしていても問題無いのかな、という結論を得てきました。以上です。

議長 質問がありましたらご発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第16号について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第16号について申請どおり許可することといたします。

議長 次に、議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。
議第17号番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2番委員 この案件につきまして、6月22日土曜日に現地調査を行ってまいりました。賃貸人の■■■さんの前に賃借人の■■■さんに連絡を取りましたけども、■■■さんが勤めの都合というか、いなかったものですから、父親である■■■さんに連絡しまして、9時に待ち合わせをしまして、現地の方を確認させていただきました。現地は小玉川の道子沢という沢だそうです。そこの田んぼにつきまして

は、私も以前 JA にいた際にも行った、記憶に残る土地でありまして、長者原からずっと言って■■■さんがアスパラを道路沿いに作っているのですが、その川沿いに下がった川端の土地になるのですが、この土地につきましては以前から■■■さんの方で JA の農地円滑化事業で農地の貸し借りを行っておりまして、期間満了にともなう 3 条の申請ということで既にきれいに管理されておりまして特段問題は無いということで確認してまいりましたので報告いたします。

議 長 質問がありましたら発言をお願い致します。

無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第 17 号番号 1 について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第 17 号番号 1 について申請どおり許可することにいたします。

議第 17 号番号 2 の案件につきましては議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第 10 条の規定により私が退席いたしますので会長職務代理である 4 番委員に議長を交代します。

(議長退席、交代)

職務代理 それでは議第 17 号番号 2 について事務局に説明をお願い致します。

事務局 (説明)

職務代理 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2 番委員 ■■■さん賃貸人、■■■さん賃借人の件でありますけれども、これも同様 6 月 22 日に■■■の調査が終わった段階で時間を調整させていただいておりまして、■■■さんと父親の■■■さん立ち会いのもと、■■■さんも近くでしたので声掛けをさせていただいて、現状を見させていただきました。これも先ほど言ったのと同様に以前 JA の円滑化事業の該当地でありまして、すでに作付けされておりまして、非常に手入れされているということもありましたし、場所につきましても 2 か所に分かれておりますけれども 1 か所は住宅の裏手側、もう 1 か所は泉岡の県道から見ると奥の方に杉林が見えますけれども、そちらの方の県道から下

がった所に位置しておりました。いずれもすでにきれいに植わっておりますし、何ら問題無いということで確認させていただきましたので、報告いたします。

職務代理 質問がありましたらご発言をお願いします。ございませんか。

職務代理 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第１７号番号２について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理 異議無いようでございますので議第１７号番号２について申請どおり許可することといたします。７番委員の入場をお願いします。

(７番委員入場)

７番委員に報告いたします。番号２について申請どおり許可することといたしました。ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

議 長 次に、報第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を上程します。

報第４号について事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 その他「農地法第３条第１項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 次に、その他「平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ありましたら発言をお願いします。

議 長 内容確認のため休憩いたします。

(休憩)

議 長 何か質問、ご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」については、この内容を決定することといたします。

本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第6回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

(午前9時40分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和元年6月25日

議 長

署名委員

署名委員